

埼玉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.6E-3	1.9E+0	1.2E+2	126.3
64	エトフェンプロックス	1.1E+2	4.8E+1	2.8E+1	5.8E+1	245.6
117	テブコナゾール				1.0E+1	10.1
139	トラロメトリン			5.1E+1	5.0E+0	56.0
140	フェンプロパトリン			1.7E+1		17.4
153	テトラメトリン	9.6E+2	8.1E+0	9.1E+2	2.8E-1	1,886.0
181	ジクロロベンゼン	1.8E+3	6.7E+2			2,497.7
225	トリクロルホン		1.4E+1			14.3
248	ダイアジノン		2.1E+0			2.1
251	フェニトロチオン		4.0E+2	1.4E+1	2.4E-1	416.6
252	フェンチオン	2.3E+1	2.1E+2			228.8
256	デカン酸				1.1E+1	11.2
350	ベルメトリン	6.6E+1	1.1E+2	6.8E+1	1.7E+2	414.7
405	ほう素化合物		1.4E+0	8.2E+1	7.0E+0	90.5
427	カルバリル			6.8E+2		677.7
428	フェノプカルブ			5.0E+2	4.6E+2	956.9
457	ジクロールボス	4.5E+2	1.9E+3			2,309.2
合 計		3.4E+3	3.3E+3	2.4E+3	8.4E+2	9960.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等